



1.令和7年度基本方針（令和7年4月～令和8年3月）

- （1）お客様の安全を第一とし、法令遵守し安全運行に努めること。
- （2）点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- （3）車両の整備を的確に行い、始業点検を厳正におこなうこと。
- （4）教育及び研修を適時実施しサービス向上に努めること。
- （5）事故発生時には、お客様の救護を最優先におこない、二次災害の防止、適切な事故処理に全力であたること。

2.輸送に関する目標

＜令和7年度目標＞

- 人身事故／ゼロ
- 法令遵守の徹底（飲酒運転・速度超過の撲滅）
- 輸送安全教育の実施

3.輸送に関する前年度達成状況（令和6年4月～令和7年3月）

＜令和6年度目標＞

- 人身事故／ゼロ
- 飲酒運転、速度超過の撲滅
- 達成状況／100%達成致しました。

※要因別事故統計（事故報告書に基づく事故）

＜令和6年度 総数 / 0件＞

- 要因別 スピード超過／0件
- 運転操作不十分／0件
- 不注意運転／0件

4.輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的計画を策定し、これを的確に実施すること。

5.輸送の安全に関する計画

（1）事故防止キャンペーン活動

- 春の全国交通安全運動／4月上旬
- 車内事故防止キャンペーン／7月
- 秋の全国交通安全運動／9月下旬
- 年末年始の安全総点検／年末年始

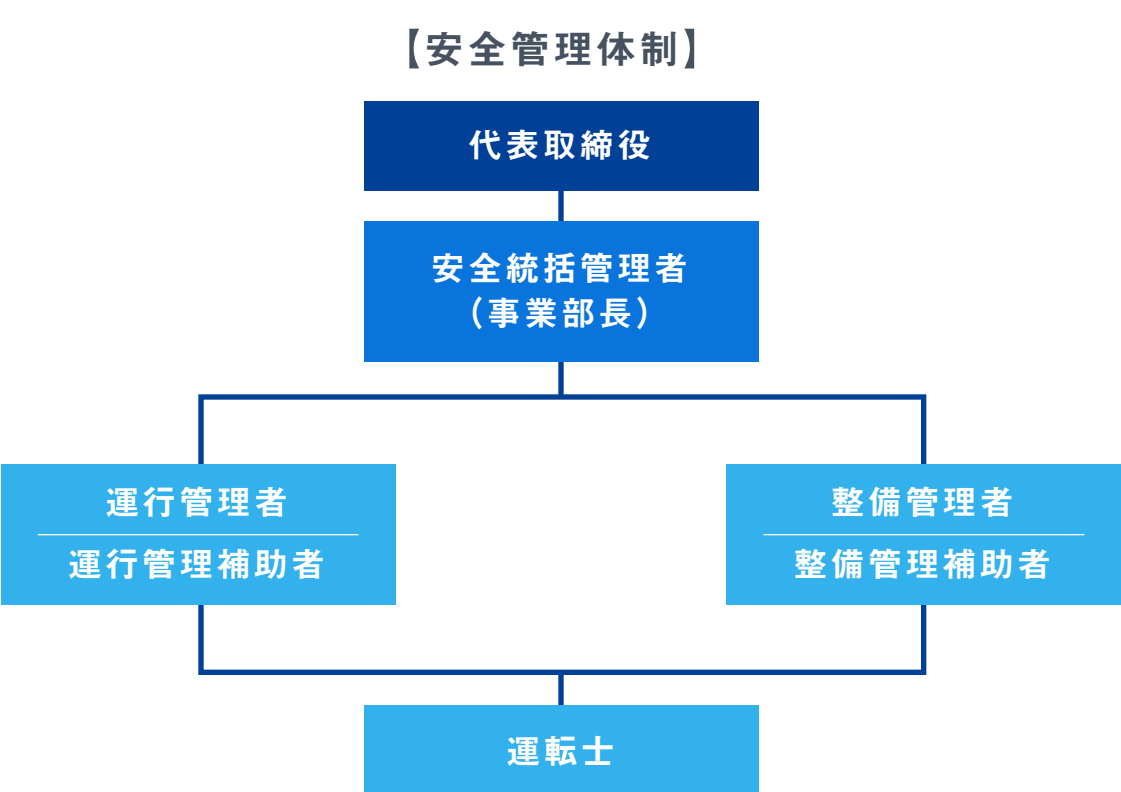
（2）事故等緊急時対応訓練

年間3回以上、事故等緊急時対応訓練を行う。

（3）適正診断

- 乗務員は、3年毎に自動車事故対策機構の実施する「運転者適正診断」を受診
- 運行管理者は、2年毎に自動車事故対策機構の行う「運行管理者指導講習」を受講

6.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



7 .行政処分改善状況

安全に係る行政処分／なし

8 .輸送の安全に関する内部監査の実施

令和7年4月3日実施